

ジョセフ・R・グロディン著

『労働組合の内部問題と法』

——英米判例研究——

“Union Government and the Law: British and American Experiences,” by Joseph R. Grodin, Institute of Industrial Relations, University of California, 1961

竹内規浩

はじめに

本書は、ベンジャミン・アーンを所長とするカリフォルニア大学産業関係研究所の、モノグラフ・シリーズ第八巻として出版されたものである。表題から明らかであるが、本書のテーマは、英米における労働組合の経済的・政治的地位の向上にともない組織の中における個人の自由・権利がいかに法的に保護されるか、さらに労働組合自治と法的統制とのバランスをいかに保つか、という点を英米の判例の対比の中から考察することにある。英国及び米国の判例研究として、個別的にもすぐれたものであるが、両者を対比することによってさらに興味深いものとなっている。以下、本書の内容を紹介し、最後に論評を加えたいと思う。

ちなみに、著者グロディンは、カリフォルニア大学卒業後エール・ロー・スクールより学位を得、またロンドン大学経済学部より博士号を授与された。現在はカリフォルニアで弁護士を開業している。

労働組合の内部問題に対する法的規制は、労働組合の発達状態を反映して、近時さかんに論ぜられるに至っている。わが国でも相当数の論文が発表されているが、この問題が一番議論されているのは英米に於てである。著者はこの点を次の様に評価している。即ち、「第一に、英米両国の経済機構に於ける労働組合の機能が比較的制度化されて来たこと、第二に、このことが労働組合の組合員に対する統制力問題を一層鋭いものとなしたること、から考えるに、労働法の焦点は労働組合対使用者の関係から労働組合対労働者の関係へと移行する傾向にある。組合内部の民主主義、組合への加入と組合員の制裁、労働組合及びその幹部の組合員・非組合員に対する義務、組合基金の保護——これらの問題は、労使関係や団体交渉の如き伝統的な問題と少なくとも同等の重要性を持つに至っている。」

このような現状認識の上に立って、個人の利益を保護すると同時に合理的な組合自治を維持するための法理論が歴史的に検討されている。本書では、同じくコモン・ローに基礎を持つ英米両国の理論・判例の変遷が終始比較されているのであるが、この比較の中から次の二点が注目されるとしている。第一に、

組合対労働者の関係について法律が不介入の立場から次第に規制の立場へと移行していることは両国に共通な事実である。第二に、この傾向は英国より米国に於てはるかに強度且つ急速である。本書を通読するに當つては常にこの二点に留意しておくべきである。かかる英米に共通した傾向及び相違点がどこから生じたものであるかはそれ自体興味あることがらではあるが、これについてはグロデインの分析は十頁に満たないものであり、あまり説得力のあるものではない。本稿の最後にふれるように、この面からの一歩つっこんだ研究が将来への課題であると思われる。

二

英国に於ても米国に於ても、労働組合の内部問題は法律によつて規制されない、言い換えれば、これらの問題に関する訴訟を裁判所は受理しない、という立場が伝統的にとられていた。その基礎には、労働組合は任意社団 (voluntary association) であり、任意社団の内部問題には裁判所は介入しないというコモン・ローの原則が適用されるとの思想があった。かかる状態にあつて、いかなる理論を根拠として裁判所の介入が認められるに至ったかは後にふれるが、一度び裁判所の介入を認める理論が芽を出しはじめるや——もつとも、実際上はかく明確に区分し得るものではなく、種々の要素が交錯しつつ今日の如き形を作り出したものではあるが——或る特定の問題が裁判所の管轄 (jurisdiction) (内ものか否かを判定する法原則が英米それぞれ

れ別個に発達したことが特に注目される。即ち著者は言う。

一 英国では、一八七一年労働組合法成立以前は、労働組合の規約は取引の制限 (restraint of trade) をもたらす契約であつて、裁判所に於て強行され得ないものとされてきた。一八七一年法によつて、組合規約それ自体が *criminal conspiracy* を構成する違法なものとされることはなくなったが、周知の同法第四条により、同条列記の合意を直接に強行することを求める訴訟を裁判所は受理する権限のないことが規定された。而して本法成立当時は本条の規定により組合員の組合に対する訴訟はほとんど受理され得ない、またコモン・ロー上もかかる訴訟は取引を制限するものとして禁止される、と解されていた。しかるに、その後の判例はこの期待をうらぎり、裁判所の介入は徐々に是認されることとなつた。これは第一に、一八七一年法第四条を制限的に解釈すること——同条列記の合意と「直接に」という要件を厳格解釈すること——により、第二に、同条にカパーされる訴訟であつてもコモン・ロー上の組合規約の強行性を拡大解釈することにより論理づけられたものであつた。ここに第二の場合に於ける「拡大解釈」とは、(1) 取引の制限に該当する契約は少なくともその不履行に對し罰則を課するものでなくてはならない、(2) 取引の制限は「不当に」(unreasonably) なされるもののみが違法である、さらに、(3) たとえ全体としては「不当に」取引を制限する合意であつても、当面訴訟となつている問題自体が他の部分から分離できるものであれば、それ自体が不当に取引を制限するものでない限り強行され得る、と

したものである。このような判例の推移により、組合員の制裁に関する訴訟は全面的に裁判所の受理し得るところとなり、その他の組合内部問題も多く強行され得ることとなった。

このような理論は、しかし、米国ではほとんど採られたことがなかった。米国では、組合内部問題が訴訟事件となるまでに既に criminal conspiracy の理論を放棄しており、取引制限の理論も組合の特定目的又は行為の合法性判断に適用されるのみとなっていたのである。

二 一方、米国の判例は、コモン・ローの全く知らなかった独自の原則を發達せしめた。即ち、「労働組合……の組合員は当該紛争の管轄権を裁判所が取得するには、組合の内部に於ける上訴により行使し得る全ての救済手段を尽さねばならない。」

この原則は一八六八年 White v. Brownell (2 Daly 329 [N. Y. Sup. Ct. 1868]) に始めて現われたものと思われる。その後この原則は米国の全ての裁判所が採る所となり、労働組合のみならずあらゆる形態の法人格なき社団にまで拡張された。この原則は、社団とそのメンバーとの間の「契約」で黙示的に合意されているとして根拠づけられることもあるが、何ら根拠を示すことなく適用される場合がほとんどである。しかし、これを契約として根拠づけることは、(1)裁判所が現実には為す事柄を説明し得ない、(2)その適用に弾力性をもたせ得ない、という二点に難点がある。より現実的に観るならば、この原則は合意とは全く別個のものであり、パブリック・ポリシーの一適用形態であると言える。これにより無用な訴訟を回避するとともに社

団の責任を明らかにするものである。而してグロデインは、「このポリシーは法的便宜性及び社団自治の問題である」と結論している。しかしこの原則にも適用除外例が次第に付加されることとなった。第一に、内部的救済手続の「著しい遅延」、第二に、内部的上訴の「困難」、第三に「上訴手続の欠欠」及び「上訴の無益」、第四に、「財産権の保護」請求（内部手続を尽すべきことが組合規約に明示されていない場合に限り）、第五に、組合内部の審査委員会に上訴を受理する権限の不存在（事由及び手続の面で組合規約に反する制裁及び組合規約にかかわらずデュー・プロセスに反する手続による制裁については内部審査委員会は審査管轄権を持たないとされる）、の各場合には、内部的救済手続を尽したと否とを問わず裁判所は管轄権を有するとされる。

このような米国法の立場を英国の取引制限の法理及び一八七一年法第四条と比較してみると、両者とも初期に於ては裁判所の介入を排除する法理であったものが漸時例外・修正により介入の余地を広く持つに至った点では同じである。しかし、法的規制と組合の自治を同時に達成するという観点からは米国法の立場がより妥当であるように思われる。近時英国でも米法にならった動きが若干みられるようになっておりと著者は指摘している。

三

英米に於ける、組合内部問題に対する裁判所の介入の傾向は

前段に概観した所であるが、その介入の根拠は何かが次に問題となる。

まず第一に、いわゆる財産権説が採られたことは英米ともに同様である。財産権説の内容及び批判は既に広く知られている所であり、本書の説明も特に目新しいことはない。ただ、除名に至らない制裁及び非制裁事件に関しては判例は財産権説をすら採らないことがあるが、この点についての著者の批判は今ままであまりふれられていないことがらである。

次に登場するのは、これも周知の契約説である。その内容・批判は本書でも特に注目することはないが、現在でも英米判例の基調となっている契約説の機能的説明と批判は契約説の内容を知るにきわめて有意義である。

第三番目は不法行為説である。これは英国では一九〇六年労働争議法第四条により認められない所であるが、米国では若干判例もみられるし、学説の多くの支持を得ている。その根拠は、「組合対組合員の関係は法の保護を受ける一つの地位 (status) たる性質のものであり、合意の有無を問わず一定の権利義務をともなうものである」ということにあるが、残念ながら本書ではその「地位」についても一歩ほり下げた所がない。ここでは著者は不法行為説に賛成しているように思われるが、なお説得力に欠ける所以である。

組合の基金及び財産の不正使用に関する問題についてはトラストの法理が適用され得ることについては英米両国においてともに異論はない。

最後に組合内部問題に関する法の将来について論及されているが、この点はきわめて興味あるものである。即ち、労働組合を公益団体 (public utility) 又は統治機関 (governmental body) たる性質を有するものとみて、組合は使用者との関係で被用者を代表するという社会的に望ましい目的を持ち、その社会的機能に対応して一定の法的義務を負担するという、最近の米国の判例に注目している。この傾向は米国の労働関係諸立法に基礎をおくものであって、英国では当面そこまで進むことは考えられない。

公益団体説に立てば、当然次の三つの結論が得られるとされる。第一に、労働組合は立法上の義務に無関係な事項については無差別にサービスを提供しなければならない。第二に、労働組合は合理的なサービスを積極的に提供する義務を負う。第三に、労働組合は立法上の機能に合理的にみて無関係な目的のために立法により与えられた独占的地位に内在する権限を行使してはならない。これらの結論をおしつめれば、裁判所は組合の全ての行為を審査することとなる。ここまで極言した論者は未だみられないにしても、多くの問題を含んでいると思われる。統治機関説は憲法の原理を類推したものであって、実際上はかなり合理的な結論に達しようと思われる。但しそれが単に憲法原理の「類推」にとどまるとすれば、根拠づけが薄弱であると言わざるを得ない。

裁判所の介入の「根拠」ではないが、労働組合が法的実体 (legal entity) を持つものか否かは裁判所の介入問題に密接

な関係がある。英米の労働組合はほとんど法人格を取得しておらず、法人格なき社団に対する法的コントロールは、(1)法人に對してよりも消極的であるべきだとの判例があること、(2)及び手続上特殊な問題を含むこと、の二点で本書のテーマに関連するのであるが、本書でもこの問題を一七頁にわたって検討している。英米法団体理論の中心課題たるこの問題を簡単に説明しうることは考えられないが英米判例の動向を理解するには恰好の資料である。全体としてより広く裁判所の介入を認めようとする著者の立場は理解できるとしても、法人格の有無により法的規制を異にする法原理がいかなる基盤から生れ出たものか、また法人格なき社団といつても団体性の強度に差異がある場合をいかに考えるかが何ら言及されていない点はものたりない。

四

以上は、組合内部問題の法的規制に関するいわば総論に当る部分である。次に実質的にかなる法原則が組合内部問題に適用さるべきかが問われねばならない。本書はこれを次の三つに分けて論じている。即ち、組合による制裁、組合会計に対する法の規制、及び、組合民主主義である。

一 制裁問題に於て先ず制裁手続が検討されている。手続面に於ては組合規約を遵守しない制裁は無効であるとの結論は英米共通であるが、(1)米法では当初規約違反があつても被制裁者の違法主張権利の放棄により制裁が適法とされること、及び制裁手続を行う者は法律の専門家ではないから組合員に重大な不

利益をもたらす違反でない限り厳密に規約に従う必要はない、とされていること、及び、(2)米法は内部審査委員会の規約解釈を尊重する傾向があるのに対し英法では裁判所が解釈権を留保する、という二点に差異があると言われる。規約の規定にかかわらず、いわゆる「デュー・プロセス」(英国では「ナチュラル・ジャスティス」と言われる)が法律により要求されることは英米とも同様である。

組合規約を契約であるとする判例の立場に立てば、事実認定と解釈の問題が出て来る。両者は必ずしも明確に区別し得ないことが多いが、一般的に言えば、事実認定は組合内部機関自体の決定する所であり、解釈は裁判所の任務であるとされる。しかし米国では事実認定を一定の政策の具とすることがしばしば行われ、他方規約の解釈も英国では厳格に行われるに反して米国では組合自体にかなりの裁量を認めている、という相違がみられる。いずれにせよこの点については判例は非常な困乱を呈している。本書の判例研究もあまり明晰とは言えない。

米裁判所はパブリック・ポリシーを遂行するために事実認定及び規約の解釈を弾力的に行うという技巧を用いたが、さらに制裁事由を規定する実質的な規定の面からもこれに接近している。この場合、組合は a government within a government であるとの観念を基礎としている。従つて、組合は組合の制度化された機能と合理的な関係のある事項については組合員を統制する権限を有するとともに、他方その範囲に限定されねばならず、また組合員の一定の行為は「市民権」として保護

されねばならないという二面を同時にそなえているものとされて
ているわけである。著者の直接の言及はないが、ここまでくれば
労働組合に準用される憲法原理が具体的にいかなる範囲のも
のであるかを規定しない限り、労働組合に対する裁判所の介入
は実質的に無限となり、組合自治という要請はほとんど没却さ
れることとなるのではないかと思われる。

二 最近特に米国で顕著な組合基金の不正流用を反映して、
基金支出に関する判例が多くみられるようになった。本書では
この問題を基金の使途別に分けて検討しているのであるが、そ
れはすべて特定支出がいわゆる Ultra Vires に該当するか否か
の観点からなされている。したがって、我々の問題として興味
ある組合の「制度化された機能」が何であるかという点の解明
には直接寄与しない（「制度化された機能」は組合規約とは無
関係のものである）。

三 最後に組合民主主義の問題については多数の支配と少数
者の権利という副題が与えられているが、本書では憲法上の原
則になぞらえて組合代表者の選出を中心とする判例を検討して
いるのみであって、労働組合という特殊な団体の中にあつては
組合民主主義はいかなるものたるべきか、また組合員の権利義
務は市民社会における市民のそれといかなる相違があるものか
という基本的な問題に正面から取り組んではいない。その点で
ものたりなさを感じずにはおられない。

五

与えられたスペースが残り少なくなったので簡単に全体をふ
りかえてみよう。本書の最大の特徴は、参考文献及び判例を
非常に網羅的に用いていることであろう。その意味から、英米
理論の沿革及び現状を知る上にはきわめて有用な文献である。
また、できる限り主観を交えずに記録をして語らしめているこ
とも文献としての価値を高からしめていると思われる。しか
し、この客観性は同時にまた欠点でもある。即ち、英米の学
説・判例がいかなる社会的・経済的背景から生れたものである
かという考慮がほとんど払われていないように思われる。英米
比較法の中からみつけ出した両国法理論の一致点、相違点も、
そのよって生れた基礎の研究にまで及ばなければ比較法として
の眞の価値は生じないと思われる。労働組合の機能は経済的環
境によって変化する所が大であることから、労働組合を規制す
る法律もその観点から考察されねば充分ではない。従つてまた
言えることは、本書の分析はほとんどいわゆる「市民法」のレ
ベルでなされているということである。英米法に於ける労働法
とはそのようなものだ、と言えばそれまでであるが、従来の市
民法の原則の中に新しい社会正義をめざした労働法が形成され
てゆくのだ、とする見方からは、単に市民法のレベルで労働法
を見ることには大きなものたりなさを感じる。

いずれにせよ、本書が、主として英米の判例研究という点か
ら我々に与える利益は依然として失なわれることはない、否、
はかり知れないものがあると言えよう（一九六二年十月）。

（一橋大学大学院学生）